

第 号	相続人代表者指定（変更）届		
年 月 日			
茨城町長 あて			
相続人代表者			
㊟			
被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定変更しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。			
相代 続表 人の 者	フリガナ 氏 名 ( 名 称 )	続柄 ( )	
	住 ( 居 ) 所 ( 所 在 地 ) 電 話 番 号		
被 相 続 人 ( 亡 く な っ た 方 )	氏 名		
	死 亡 時 の 住 ( 居 ) 所		
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
相 続 人	氏 名 ( 名 称 )	被相続人 との続柄	住 ( 居 ) 所 ( 所 在 地 )
摘 要			

1 相続人代表者は、地方税法第343条第2項に規定する「現に所有する者」及び固定資産税の賦課徴収に関する書類を受領する者としてします。

※ この届は、亡くなられた方が所有する資産の相続が決定するまでの間、その資産に対する固定資産税の納税について代表となる方を指定するためのものです。

※登記簿の名義を変更するには、この届とは別に法務局への登記申請が必要です。